

## 2 償却資産の価格等に関する調

① 合計  
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	19,557,361,985	19,122,724,894	402,267,637	18,720,457,257
	機 械 及 び 装 置	39,307,290,892	38,598,353,257	525,990,977	38,072,362,280
	船 舶	393,127,593	228,543,472	143,421,876	85,121,596
	航 空 機	28,709,405	28,681,265	56,282	28,624,983
	車 両 及 び 運 搬 具	453,037,968	447,498,955	5,759,774	441,739,181
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	13,784,531,726	13,746,847,910	49,866,917	13,696,980,993
	小 計 (ハ)	73,524,059,569	72,172,649,753	1,127,363,463	71,045,286,290
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,527,145,239	35,668,427,173	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,342,868,182	1,938,901,136	-	-
	小 計 (ニ)	42,870,013,421	37,607,328,309	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	193,165,056	179,322,645	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	116,587,238,046	109,959,300,707	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	109,795,353,597	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	163,947,110	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	7,079,395,731	6,966,015,191	109,064,867	6,856,950,324
	機 械 及 び 装 置	7,583,622,143	7,376,456,213	173,195,767	7,203,260,446
	船 舶	103,826,122	69,016,204	34,234,845	34,781,359
	航 空 機	10,799,743	10,799,743	-	10,799,743
	車 両 及 び 運 搬 具	123,115,401	118,970,874	4,356,949	114,613,925
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,392,383,684	5,380,152,423	29,010,837	5,351,141,586
	小 計 (ハ)	20,293,142,824	19,921,410,648	349,863,265	19,571,547,383
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,399,188,352	8,496,571,774	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	274,444,783	242,661,412	-	-
	小 計 (ニ)	9,673,633,135	8,739,233,186	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	29,966,775,959	28,660,643,834	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	28,660,643,834	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

## (3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	10,750,801,225	10,483,916,147	245,972,630	10,237,943,517
	機 械 及 び 装 置	27,418,192,250	26,993,573,466	296,537,363	26,697,036,103
	船 舶	237,919,158	132,327,641	88,619,600	43,708,041
	航 空 機	10,011,630	9,995,356	32,549	9,962,807
	車 両 及 び 運 搬 具	279,090,608	277,814,925	1,297,286	276,517,639
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	7,507,046,846	7,488,030,003	16,013,413	7,472,016,590
	小 計 (ハ)	46,203,061,717	45,385,657,538	648,472,841	44,737,184,697
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,349,394,902	20,253,913,453	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,228,141,218	930,891,859	-	-
	小 計 (ニ)	24,577,536,120	21,184,805,312	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	70,780,597,837	66,570,462,850	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	66,570,462,850	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,727,165,029	1,672,793,556	47,230,140	1,625,563,416
	機 械 及 び 装 置	4,305,476,499	4,228,323,578	56,257,847	4,172,065,731
	船 舶	51,382,313	27,199,627	20,567,431	6,632,196
	航 空 機	7,898,032	7,886,166	23,733	7,862,433
	車 両 及 び 運 搬 具	50,831,959	50,713,156	105,539	50,607,617
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	885,101,196	878,665,484	4,842,667	873,822,817
	小 計 (ハ)	7,027,855,028	6,865,581,567	129,027,357	6,736,554,210
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	7,778,561,985	6,917,941,946	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	840,282,181	765,347,865	-	-
	小 計 (ニ)	8,618,844,166	7,683,289,811	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	193,165,056	179,322,645	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	15,839,864,250	14,728,194,023	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	14,564,246,913	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	163,947,110	-	-

② 個人計  
 (1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	683,296,215	682,083,755	1,830,290	680,253,465
	機 械 及 び 装 置	290,683,258	290,077,942	652,661	289,425,281
	船 舶	46,682,642	24,416,191	20,849,146	3,567,045
	航 空 機	15,883	15,883	-	15,883
	車 両 及 び 運 搬 具	8,194,396	8,171,951	4,934	8,167,017
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	253,210,268	252,889,115	309,180	252,579,935
	小 計 (ハ)	1,282,082,662	1,257,654,837	23,646,211	1,234,008,626
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	3,956,850	1,935,886	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	9,816	1,636	-	-
	小 計 (ニ)	3,966,666	1,937,522	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	1,286,049,328	1,259,592,359	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	1,259,592,359	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	236,562,012	236,515,003	73,768	236,441,235
	機 械 及 び 装 置	52,078,638	52,051,658	47,575	52,004,083
	船 舶	1,936,116	1,249,070	681,735	567,335
	航 空 機	3,378	3,378	-	3,378
	車 両 及 び 運 搬 具	274,743	274,732	-	274,732
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	84,983,749	84,958,846	25,038	84,933,808
	小 計 (ハ)	375,838,636	375,052,687	828,116	374,224,571
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	12,396	6,198	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	12,396	6,198	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	375,851,032	375,058,885	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	375,058,885	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

## (3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	363,658,744	363,171,006	535,494	362,635,512
	機 械 及 び 装 置	151,917,728	151,489,193	412,221	151,076,972
	船 舶	27,876,939	14,394,840	12,627,512	1,767,328
	航 空 機	12,058	12,058	-	12,058
	車 両 及 び 運 搬 具	3,652,966	3,633,583	1,883	3,631,700
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	145,844,189	145,601,585	231,756	145,369,829
	小 計 (ハ)	692,962,624	678,302,265	13,808,866	664,493,399
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	2,941,972	1,333,638	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	2,941,972	1,333,638	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	695,904,596	679,635,903	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	679,635,903	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	83,075,459	82,397,746	1,221,028	81,176,718
	機 械 及 び 装 置	86,686,892	86,537,091	192,865	86,344,226
	船 舶	16,869,587	8,772,281	7,539,899	1,232,382
	航 空 機	447	447	-	447
	車 両 及 び 運 搬 具	4,266,687	4,263,636	3,051	4,260,585
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	22,382,330	22,328,684	52,386	22,276,298
	小 計 (ハ)	213,281,402	204,299,885	9,009,229	195,290,656
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	1,002,482	596,050	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	9,816	1,636	-	-
	小 計 (ニ)	1,012,298	597,686	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	214,293,700	204,897,571	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	204,897,571	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

③ 法人計  
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	18,874,065,770	18,440,641,139	400,437,347	18,040,203,792
	機 械 及 び 装 置	39,016,607,634	38,308,275,315	525,338,316	37,782,936,999
	船 舶	346,444,951	204,127,281	122,572,730	81,554,551
	航 空 機	28,693,522	28,665,382	56,282	28,609,100
	車 両 及 び 運 搬 具	444,843,572	439,327,004	5,754,840	433,572,164
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	13,531,321,458	13,493,958,795	49,557,737	13,444,401,058
	小 計 (ハ)	72,241,976,907	70,914,994,916	1,103,717,252	69,811,277,664
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,523,188,389	35,666,491,287	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,342,858,366	1,938,899,500	-	-
	小 計 (ニ)	42,866,046,755	37,605,390,787	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	193,165,056	179,322,645	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	115,301,188,718	108,699,708,348	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	108,535,761,238	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	163,947,110	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	6,842,833,719	6,729,500,188	108,991,099	6,620,509,089
	機 械 及 び 装 置	7,531,543,505	7,324,404,555	173,148,192	7,151,256,363
	船 舶	101,890,006	67,767,134	33,553,110	34,214,024
	航 空 機	10,796,365	10,796,365	-	10,796,365
	車 両 及 び 運 搬 具	122,840,658	118,696,142	4,356,949	114,339,193
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,307,399,935	5,295,193,577	28,985,799	5,266,207,778
	小 計 (ハ)	19,917,304,188	19,546,357,961	349,035,149	19,197,322,812
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,399,175,956	8,496,565,576	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	274,444,783	242,661,412	-	-
	小 計 (ニ)	9,673,620,739	8,739,226,988	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	29,590,924,927	28,285,584,949	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	28,285,584,949	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

## (3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	10,387,142,481	10,120,745,141	245,437,136	9,875,308,005
	機 械 及 び 装 置	27,266,274,522	26,842,084,273	296,125,142	26,545,959,131
	船 舶	210,042,219	117,932,801	75,992,088	41,940,713
	航 空 機	9,999,572	9,983,298	32,549	9,950,749
	車 両 及 び 運 搬 具	275,437,642	274,181,342	1,295,403	272,885,939
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	7,361,202,657	7,342,428,418	15,781,657	7,326,646,761
	小 計 (ハ)	45,510,099,093	44,707,355,273	634,663,975	44,072,691,298
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,346,452,930	20,252,579,815	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,228,141,218	930,891,859	-	-
	小 計 (ニ)	24,574,594,148	21,183,471,674	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	70,084,693,241	65,890,826,947	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	65,890,826,947	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,644,089,570	1,590,395,810	46,009,112	1,544,386,698
	機 械 及 び 装 置	4,218,789,607	4,141,786,487	56,064,982	4,085,721,505
	船 舶	34,512,726	18,427,346	13,027,532	5,399,814
	航 空 機	7,897,585	7,885,719	23,733	7,861,986
	車 両 及 び 運 搬 具	46,565,272	46,449,520	102,488	46,347,032
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	862,718,866	856,336,800	4,790,281	851,546,519
	小 計 (ハ)	6,814,573,626	6,661,281,682	120,018,128	6,541,263,554
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	7,777,559,503	6,917,345,896	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	840,272,365	765,346,229	-	-
	小 計 (ニ)	8,617,831,868	7,682,692,125	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	193,165,056	179,322,645	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	15,625,570,550	14,523,296,452	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	14,359,349,342	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	163,947,110	-	-